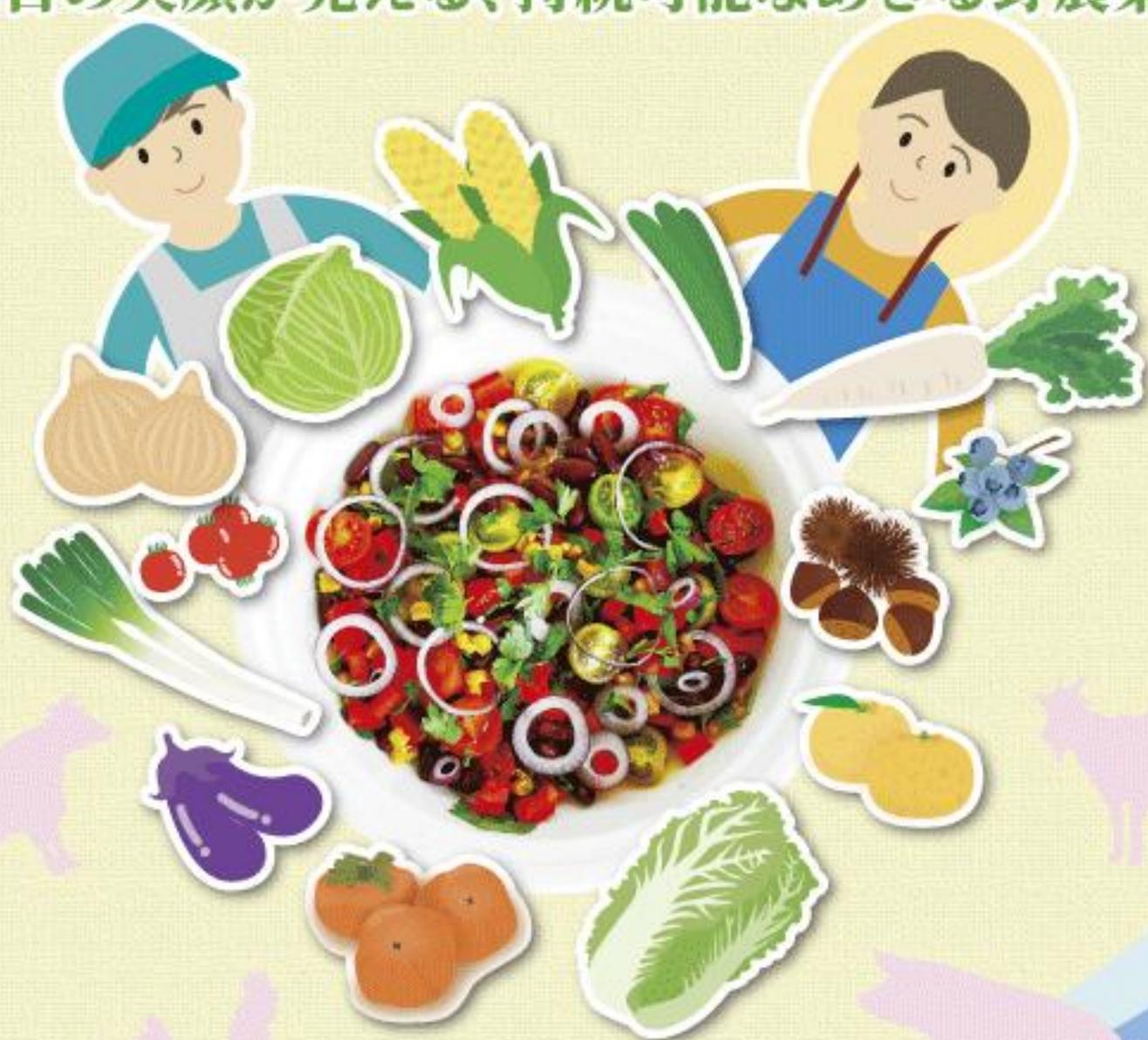


あきる野市農業振興計画

【案】

明日の笑顔が見える、持続可能なあきる野農業



令和8年 月

あきる野市

目次

序章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	1
第1章 あきる野市の農業を取り巻く現状と課題	5
1 国と東京都の動向	5
2 あきる野市の農業の現状	7
3 これまでの農業振興の取組と課題	15
第2章 あきる野市の農業振興の考え方	21
1 目指すべき方向	21
2 基本方針	22
3 施策の体系	24
第3章 基本施策と具体的施策	27
1 多様な担い手の確保・育成	27
2 農地の保全・活用	29
3 持続可能な農業の推進	30
4 特色ある地域農業の推進	32

第4章 計画の推進..... 37

- 1 各主体の役割..... 37
- 2 計画の推進体制..... 38
- 3 成果目標の設定..... 39

資料編..... 43

- 1 アンケート調査..... 43
- 2 あきる野市農業振興計画策定の経過..... 62
- 3 あきる野市農業振興計画策定検討委員会名簿..... 63
- 4 あきる野市農業振興計画策定検討委員会設置要綱..... 64
- 5 用語解説..... 66

序 章

計画策定の趣旨や計画の位置づけを示します

序章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

あきる野市では、平成 28 年（2016 年）5 月に策定した「あきる野市農業振興計画」を令和 5 年（2023 年）3 月に改定し、様々な農業施策を推進してきました。

その結果、農産加工品の充実やトウモロコシ人気の上昇、農業体験イベントの開催、農外からの新規就農者及び認定新規就農者の増加、新規就農者提案型事業の実施などの成果があがりました。

一方、販売農家数や農業就業人口の減少、農業従事者の高齢化、耕作放棄地や鳥獣被害の増加などが、農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、エネルギー価格の上昇などに伴う農業資機材の高騰により、農業経営への影響も大きくなっています。

また、平成 27 年（2015 年）9 月の国連総会において採択された 17 の目標と 169 の具体的目標からなる「SDG s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」の理念や、世界経済の不透明化の下で、農業分野においては、持続可能な食料生産・供給能力の維持・向上を図るための様々な取組が求められています。

このような背景を踏まえ、市の特性を活かした農業の方向性を明確にし、発展させていくため、「あきる野市農業振興計画」を策定します。

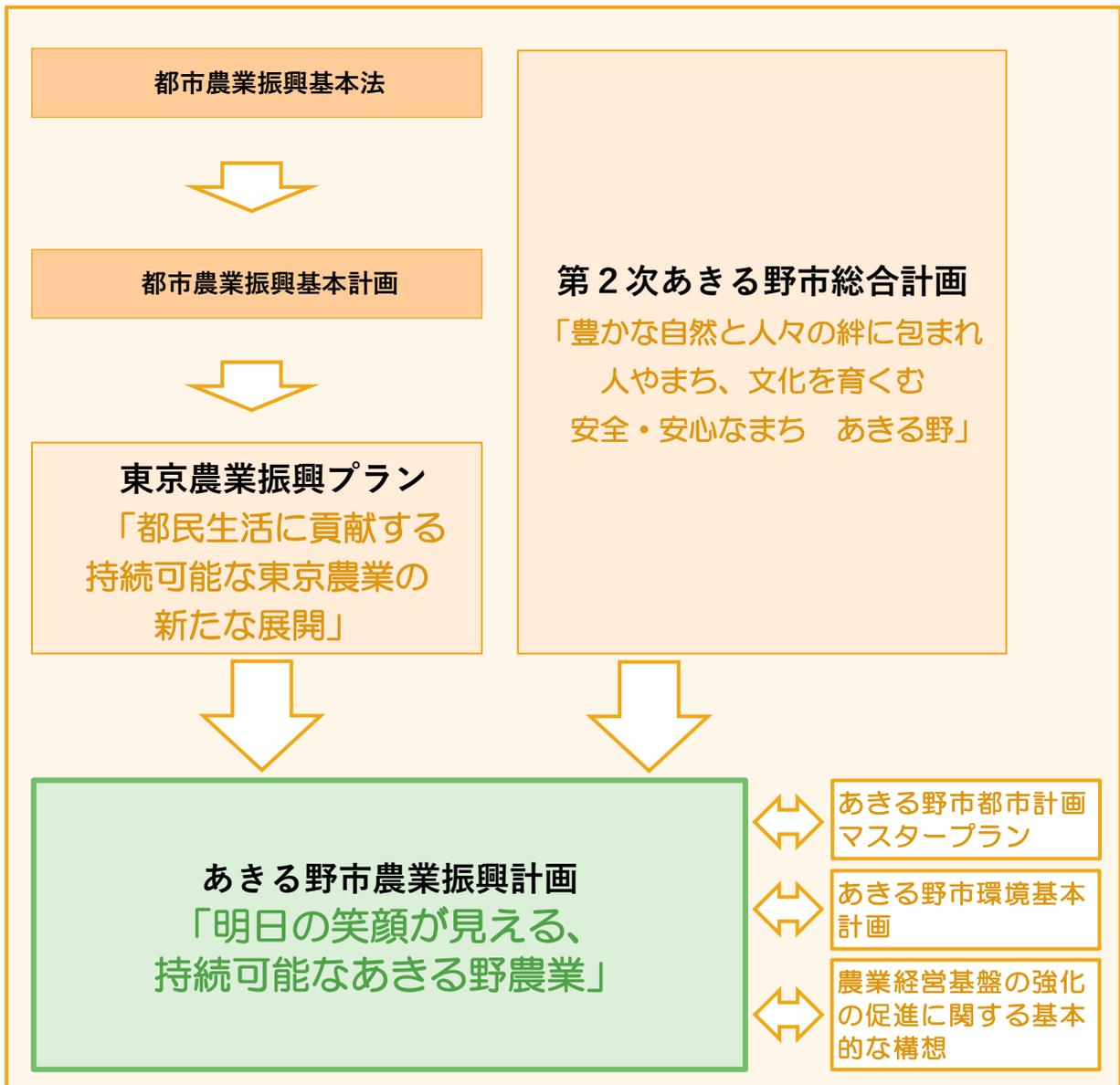
2 計画の期間

農業従事者や農地の減少、食の安心・安全など農業を取り巻く状況に変化が見られることから、平成 28 年度に策定し、令和 5 年 3 月改定した計画を見直し、計画の期間を、令和 8 年度（2026 年）から令和 17 年度（2035 年）までの 10 年間とし、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、都市農業振興基本法における地方計画となるものです。加えて、国、東京都及び市の農業振興に関連する各種計画を踏まえ、効果的で効率的な施策の展開を図っていくこととします。

■ 関連法令等との関係



第1章

市の農業の現状を数値で捉え、これまでの取組を振り返ります

第1章

あきる野市の農業を取り巻く現状と課題

1 国と東京都の動向

(1) 国の動向

国では、「食料・農業・農村基本法」の改正に基づき、令和7年4月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を決定しました。（閣議決定）

この計画では、日本の農政は大転換が求められる、との自覚を持ち、同法が掲げた「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」という5つの基本理念に基づき、大胆な政策転換を行うとしています。

また、平成27年4月に施行された「都市農業振興基本法」は、都市農業を「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と定義し、基本理念として、「都市農地の有効な活用及び適正な保全」、「市街地形成における農との共存」、「国民の理解」を挙げています。平成28年5月には「都市農業振興基本計画」を策定し、従来「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、農産物の供給、防災、環境保全、農業体験・学習の場など多様な機能をもつ「都市にあるべきもの」へと位置付けています。

なお、地方公共団体においては、「地方計画」を策定、公表するよう努めることとされています。（第5条）

(2) 東京都の動向

東京都では、平成29年（2017年）5月に策定した「東京農業振興プラン」について、令和5年（2023年）3月に改定し、目指すべき東京農業の姿を「都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開」としています。

東京農業の振興の方向としては、「担い手の育成・確保」、「稼ぐ農業経営の展開」、「農地の保全・活用」、「持続可能な農業生産と地産地消の推進」、「地域の特色を活かした農業の推進」として、様々な施策の展開を図ることとしています。

特に、本市は、“東京農業の中心地”と位置付けられた「都市周辺地域」であり、農業振興地域を有しています。「都市周辺地域」は東京農業の中核をなす地域としてソフト・ハード両面からの支援により、農業者の収益向上を図るとともに、貸借等の促進により営農規模の拡大を目指す農業者や新規就農者の取組を後押しするとしています。

(3) 本計画とSDGsの関連性

平成27年9月の国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は17の目標と169の具体的な目標で構成された国際社会共通の目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に取り組むこととしています。

本市においても、農業振興とともに持続可能なまちづくりに向けて農業者・関係団体と協力関係を築き、食糧の供給や環境保全についての取組を行っていく必要があります。



2 あきる野市の農業の現状

あきる野市は、東京都の西部、都心から40～50km圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的穏やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれた平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。

市域の総面積は7,347haで、秋留台地と呼ばれる平坦部を中心に、1,115haが農業振興地域の指定を受けています。農業振興地域については、畑を中心に約250haを農用地区域に指定しており、露地野菜を中心に多様な農業が営まれています。

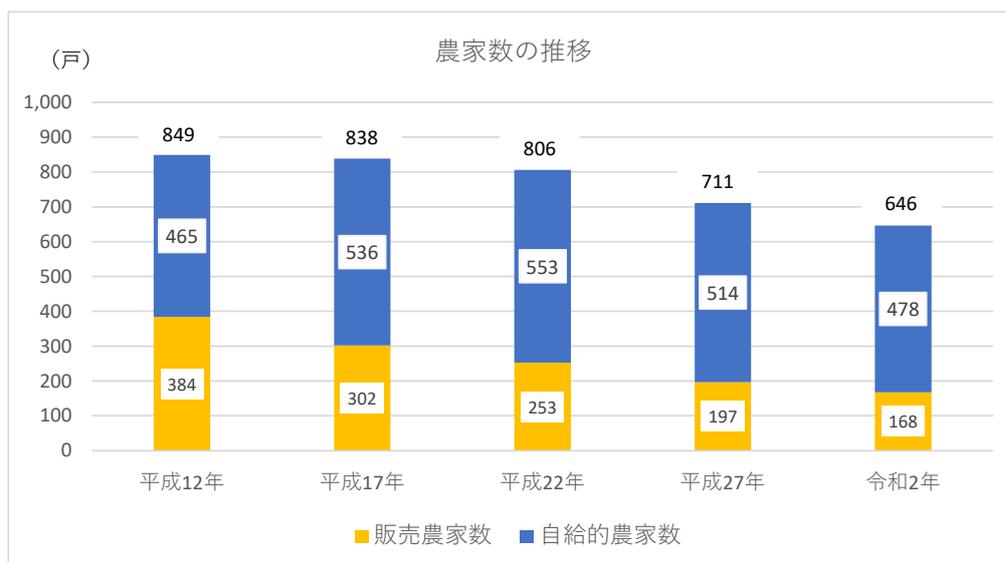
また、令和5年（2023年）の耕地面積調査では、水田が32haあり、都内では八王子市の46haに次いで2番目となっています。

しかし、農業従事者の高齢化等により担い手が減少しており、一部では遊休農地の発生が問題となっています。

（1）農家数の推移

農林業センサスによると、令和2年（2020年）の本市の総農家数は、646戸で、自給的農家が478戸と約74.0%を占めています。販売農家数は、168戸ですが、平成12年（2000年）と比較すると20年間に半数以下に減少しています。

また、自給的農家数も減少傾向であることから、離農する方も多くいることがうかがえます。



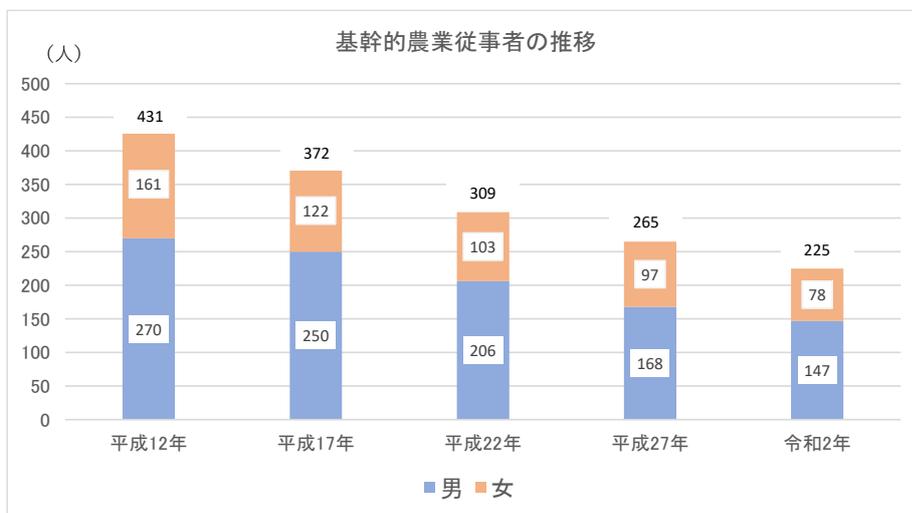
資料：農林業センサス

(2) 基幹的農業従事者数の推移

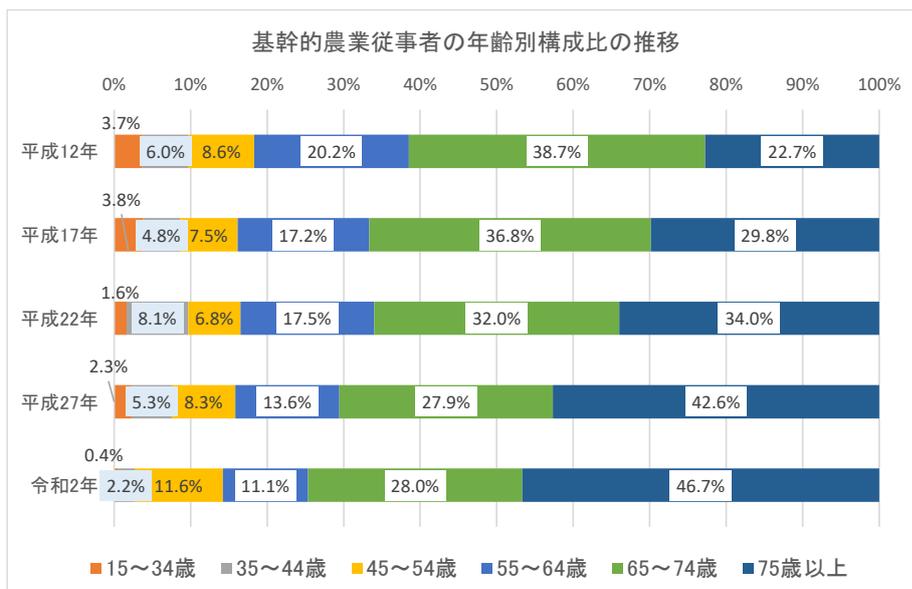
農林業センサスによると、令和2年（2020年）の本市の基幹的農業従事者数は225人で、男が147人で65.3%、女が78人で34.7%となっています。

基幹的農業従事者数を経年的にみると、20年前の平成12年（2000年）431人の6割以下（52.2%）に減少しています。また、男女比に大きな変化はなく、3人に1人は女性が担っています。

基幹的農業従事者の年齢を見ると、令和2年（2020年）では75歳以上が46.7%を占めています。20年前の平成12年（2000年）は22.7%であったことから、75歳以上の人の占める割合が2倍以上になっています。



資料：農林業センサス



資料：農林業センサス

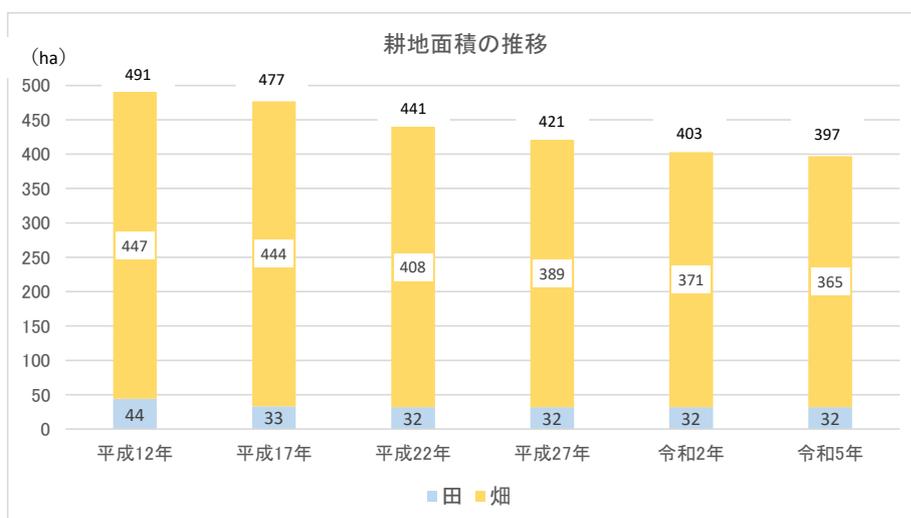
(3) 農地の状況

① 耕地面積

作物統計調査によると、令和5年（2023年）の本市の耕地面積は397haで、田が32ha、畑が365haであり、畑の割合が多くなっています。

ただし、田の耕地面積が32haであることは、都内市別の水田面積としては2番目に多く、東京都において数少ない稲作が行われている地域です。

特に秋川流域では、かつて土地改良区による耕地整理が行われ、現在も小川久保用水や引田用水などが、東京のコメ作りに利用されています。



資料：令和5年作物統計

② 都内市別田耕地面積

単位：ha

市	耕地面積	田耕地面積
八王子市	702	46
あきる野市	397	32
府中市	129	25
町田市	430	27
青梅市	428	24

資料：令和5年作物統計



水田

(4) 農業生産の状況

① 作付延べ面積

東京都の農作物生産状況調査によると、令和4年(2022年)の本市の農作物作付延べ面積は291.4haで、野菜が181.0haで、作付延べ面積合計の62.1%を占めています。次いで、果樹が75.8ha、稲・麦類が18.0haとなっています。

その他では、レンゲやクローバーなどの緑肥作物、花き、植木などのほ場があります。

■作付延べ面積の推移

(単位：ha)

年次	平成24年	平成27年	令和2年	令和4年
合計	302	307.8	295.8	291.4
野菜	173	185.9	182.9	181.0
果樹	82	81.7	76.6	75.8
稲・麦類	21	21.1	19.0	18.0
豆類	1	0.7	0.7	0.7
そば・雑穀類	2	2	1.8	1.8
工芸農作物	5	4.9	2.0	2.0
飼料作物	1	0.1	0.0	-
花き	4	3.2	3.1	3.0
植木	5	4.1	3.5	3.2
グランドカバー類	4	2.1	2.0	1.9
芝	0	-	-	-
緑肥作物	3	2	4.2	4.0

注1：果樹・花き・植木・グランドカバー類は「ほ場面積」

注2：「0」は表示単位に満たないもの、「-」は該当なし

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書

② 野菜の品目別作付け延べ面積

野菜の品目別作付け面積の上位の推移をみると、スイートコーンが例年第1位を占めており、令和4年産では29.0haとなっています。産出額も5,100万円となっています。

その他では、ばれいしょ、ねぎ、さといもが10ha以上の作付けとなっているほか、だいこん、はくさい、たまねぎ、ほうれんそう、キャベツ、ブロッコリーなど多様な野菜が作付けされています。

■野菜の品目別作付け延べ面積（上位）

平成 24 年		平成 27 年		令和 2 年		令和 4 年			
品目	面積 (ha)	収穫量 (t)	産出額 (百万)						
トウモロコシ	26	トウモロコシ	29.7	スイートコーン	29.3	スイートコーン	29.0	276	51
ばれいしょ	16	ばれいしょ	15.5	ばれいしょ	15.3	ばれいしょ	15.2	319	35
ねぎ	10	ねぎ	10.9	ねぎ	10.7	ねぎ	10.6	224	47
だいこん	10	さといも	10.3	さといも	10.2	さといも	10.1	109	25
タケノコ	8	だいこん	9.8	だいこん	9.7	だいこん	9.6	427	26
さといも	8	はくさい	8.5	はくさい	8.4	はくさい	8.3	397	19
たまねぎ	7	たまねぎ	6.7	たまねぎ	6.6	たまねぎ	6.6	201	15
はくさい	7	ほうれんそう	6.6	ほうれんそう	6.5	ほうれんそう	6.5	77	24
かんしょ	6	なばな	6.3	キャベツ	5.9	キャベツ	5.8	193	15
ほうれんそう	6	キャベツ	6.0	ブロッコリー	5.7	ブロッコリー	5.7	62	11

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書



平坦部の畑



ブロッコリー畑



トウモロコシ畑



トマト

③ 果樹の品目別面積の推移

果樹園の面積は、くりが多くを占めており、令和4年産では51.2haとなっています。ただし、産出額では、かきの1,300万円、ブルーベリーの1,100万円が多くなっています。

■果樹の品目別作付け延べ面積（上位）

平成24年		平成27年		令和2年		令和4年			
品目	面積 (ha)	収穫量 (t)	産出額 (百万)						
くり	56	くり	55.1	くり	51.7	くり	51.2	35	7
かき	9	かき	7.8	かき	7.3	かき	7.2	46	13
うめ	6	うめ	6.1	うめ	5.7	うめ	5.6	7	2
温州みかん	3	柑橘類	5.1	柑橘類	4.8	柑橘類	4.8	6	3
ゆず	2	ブルーベリー	2.7	ブルーベリー	2.5	ブルーベリー	2.5	6	11
ブルーベリー	2	キウイフルーツ	2.4	キウイフルーツ	2.3	キウイフルーツ	2.3	14	5
キウイフルーツ	2								

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書

(5) 農業産出額の推移

東京都の農作物生産状況調査によると、令和4年（2022年）の本市の農作物による農業産出額は、約10億円で推移しています。野菜が8億6千万で、農業産出額合計の85.5%を占めています。次いで、果樹が5億8千万円、花きやグランドカバー類が3億6千万円となっています。

農業産出額の品目別上位の作物をみると、トマトが産出額全体の14%を占め第1位となっています。また、なすが第3位、きゅうりも第5位に位置しており、施設野菜が作付け延べ面積では少ないものの、産出額では上位にあります。

また、作付け面積が上位にあったスイートコーンは第2位に、ねぎが産出額で第4位となっています。

■農作物による農業産出額（上位）（単位：千万円）

年次	平成 24 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 4 年
合計	101	105.1	102.5	101.1
野菜	84	89.0	87.4	86.4
果樹	7	6.3	5.9	5.8
稲・麦類	2	1.6	1.5	1.5
豆類	0	0	0	0
そば・雑穀類	0	0	0	0
工芸農作物	0	0.2	0.1	0.1
飼料作物	0	0	0	-
花き	4	0	3.7	3.6
グランドカバー類	4	3.9	3.7	3.6
芝	0	-	-	-

注：「0」は表示単位に満たないもの、「-」は該当なし

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書

■農業産出額上位の品目別の割合

平成 24 年		平成 27 年		令和 2 年		令和 4 年	
品目	構成比 (%)						
トマト	14	トマト	13	トマト	13	トマト	14
なばな	7	なばな	8	スイートコーン	5	スイートコーン	5
なす	5	トウモロコシ	5	なす	5	なす	5
トウモロコシ	5	なす	5	ねぎ	5	ねぎ	5
ねぎ	4	ねぎ	5	きゅうり	4	きゅうり	4

注：グランドカバー類は除かれている。

資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書



トウモロコシ

(6) 畜産の状況

市内の畜産としては、肉用牛、乳用牛、鶏卵、ブロイラーが飼養されています。経営体数が決して多くありませんが、産出額は合計2億2千万円です。

牛肉では、東京産唯一のブランド黒毛和牛（東京和牛）、鶏肉では東京シャモなどを飼養しているほか、新規就農者によりヤギの飼養、ヤギの乳を利用したチーズ製造が始まっています。

■畜産の状況

<農業産出額>

		産出額（千万円）
計		22
肉用牛		8
乳用牛		9
	うち生乳	8
鶏		5
	鶏卵	X
	ブロイラー	—

注：「X」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
「—」は事実のないもの

資料：農林水産省 令和4年市町村別農業産出額（推計）

<経営体数・飼養頭羽数>

	経営体数	飼養頭羽数
肉用牛	3	238
乳用牛	3	104
鶏卵	2	X
ブロイラー	1	X

注：「X」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

資料：2020年農林業センサス



東京和牛



ヤギ



養沢ヤギチーズ



東京シャモ

3 これまでの農業振興の取組と課題

前計画における重点施策を中心として、取組実績を整理するとともに、アンケート結果なども参考に今後の課題を整理しました。

(1) 魅力ある農業経営の確立

施策	取組実績	課題抽出
直売所の拡充 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・秋川ファーマーズセンター再整備に向けて、JAあきがわと協議を進めている。 ・直売所を活用した「とうもろこし祭り」を実施した。 ・魚の干物の販売を開始した。 ・新規就農者によるトウモロコシの作付け面積の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、秋川ファーマーズセンター再整備に取り組む必要がある。
農畜産物の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業経営力強化事業（都補助）を活用して、黒ニンニク発酵機購入を支援した。 ・新規就農者定着支援施設整備事業（都補助）を活用して、パイプハウスや農業機械等の整備を支援した。 ・家畜疫病予防事業や優良種牛の導入を支援した。 ・農業者燃料費等価格高騰対策支援事業として、肥料費、飼料費、燃料費を支援した。（対象者：64戸：R7年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による遮熱対策や作付け計画の工夫など。 ・稲作の復活
消費者と農業者の交流イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・産業祭 ・農ウォークの開催 ・JAにより新宿のアグリパークで周知活動及びトウモロコシ等の即売会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業への理解を深め、多様な担い手を確保するためにも、消費者との交流を進める必要がある。
認定農業者制度等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者数の増加。 48 経営体（R4.9.1）⇒ 53 経営体（R6.4.1） ・認定農業者等担い手育成総合支援協議会を開催してきた（年2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の普及の継続 ・認定農業者の高齢化の進行に対応して、認定新規就農者の確保の継続が必要。
農業後継者の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者育成対策事業として、後継者意見交換会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなチャレンジに取り組む場合は、新規就農だけでなく親元就農の後継者に対しても、都の制度を活用した支援が必要。
新規就農者の育成支援 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・農外からの新規参入者数 累計：14名 (R2:2 経営体、R3:2 経営体、R4:3 経営体、R5:2 経営体など) ・認定新規就農者 11 経営体（R6.4.1） ・新規就農者育成総合対策事業（就農初期段階） (対象：4 戸) ・新規就農者提案型農業経営支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の確保・育成支援を継続する必要がある。

施 策	取組実績	課題抽出
	(R5：3戸、動力噴霧器、搾乳機など) ・新規就農者定着支援施設整備事業（都補助）を活用 (R5：2戸、パイプハウスや農業機械等の整備を支援)	
担い手への農地の集積 【重点施策】	・農地の利用意向調査を実施し、地域計画を策定して地域の担い手を明確にした。（東秋留地区） ・農地長期貸借促進奨励事業の周知 ・農業参入法人：6 経営体（R6.4.1 現在） ・農地集積率：4.1%（R6.4.1 現在）（16ha/397ha） ・農地中間管理事業を活用。	・増戸地区の上ノ台、雨間地区の東郷前、南郷で地域計画の策定を予定しており、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積が必要である。

（２）安心して農業のできる生産環境整備

施 策	取組実績	課題抽出
優良な農地の保全	・農業振興地域内農用地区域について、保全を図っている。 ・農業振興地域整備計画の見直しに着手 ・都市農業の場として、市街化区域内の農地についても、特定生産緑地制度を活用して、農地として利用を確保している。	・農用地区域として指定している集団的農地の保全・活用を継続する必要がある。
遊休農地の再生・活用 【重点施策】	・毎年農業委員会を通じて農地の利用状況調査、利用意向調査を実施している。 ・遊休農地の再生事業を実施している。 ・遊休農地再生後に農地利用に関するあっせんを行っている。	・草刈等の管理しかされておらず、借り手を探している不耕作地については、賃借につなげる必要がある。 ・所有者の高齢化による遊休化のほか、市外在住者が相続により農地を取得した場合などに遊休化する可能性があり、賃借につなげる必要がある。
環境にやさしい農業の推進	・緑肥事業として、ひまわり畑による土壌改良を実施している。	・再生可能エネルギー（太陽光発電）の活用。 ・アンケートでは共同利用の堆肥化施設の設置が要望されている。
電気柵等による被害防止対策 【重点施策】	・電気柵設置延長：941m ・簡易電気柵無料貸し出し：R6年度：54件 ・猟友会によるサル追い払い、ロケット花火配布	・農作物の生産意欲を維持するためにも、引き続き鳥獣被害防止対策に取り組む必要がある。
捕獲等による被害防止対策 【重点施策】	・有害鳥獣捕獲実績：R6年度：268頭、59羽 ・イノシン、ハクビシン、シカの捕獲委託 ・「あきる野の農と生態系を守り隊」への支援	・被害は横ばいであるが捕獲数は増えており、対策の継続が必要。

(3) 新たな農業の切り拓き

施 策	取組実績	課題抽出
観光・体験農園の整備 【重点施策】	・イチゴ生産及び摘み取り園の開設を支援した。	・SNSなどを活用したPR活動
食育や食文化の継承	・JAと市で協議し、新学校給食センターに地元野菜の受け入れに必要な設備の導入を検討している。	・地元農産物について、学校給食や企業内食堂、飲食店など市内での多様な活用を支援する必要がある。
新たな特産品やブランドの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・あきる野市産のブドウを利用したワイン醸造を支援した。(6次化) ・あきる野市産のコメを利用した日本酒造りを支援した。(6次化) ・シイタケの菌床栽培、原木栽培開始 ・養蜂家の参入 ・発酵ニンニク加工(6次化) ・トウモロコシ焼酎製造(6次化) ・規格外のトウモロコシを使用したコーンポタージュの製造 ・のらぼう菜味噌汁加工(フリーズドライ) ・新規就農者による新たな品種(西洋野菜)の生産支援 ・ヤギ生乳を活用したチーズの開発支援 	・新たな取組の継続支援
農商工連携による地元産の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・新学校給食センターでの地元食材の受け入れ拡大を検討 ・「とうきょう特産食材使用店」登録制度の啓発を行っている。 	・近隣自治体との連携

第2章

農業振興の目指すべき方向を4つの基本方針で示します

第2章

あきる野市の農業振興の考え方

1 目指すべき方向

「明日の笑顔が見える、持続可能なあきる野農業」

あきる野市は、東京の人口 1,400 万人を抱える世界有数の大都市、巨大な消費地に近いことから、市内 3 か所の農産物直売所には市内外から多くの消費者が訪れるなど、新鮮な農産物を購入できる立地条件を活かし、消費者の笑顔が見えるまちを目指します。

また、秋留台地と呼ばれる平坦部では露地野菜や施設野菜、秋川流域の水田地帯では水稻栽培が行われているほか、近年は農産加工品の開発、観光農園、養蜂、ブドウ栽培など、様々な農業者のチャレンジを支援することで、生産者の笑顔がみえるまちを目指します。



山間部の畑



収穫間近の稲



平坦部の畑

2 基本方針

(1) 多様な担い手の確保・育成

持続可能な農業を展開していくためには、認定農業者や新規就農者をはじめ、あきる野の農業を担う人材の確保・育成が不可欠です。農業を始めようとする時期から、就農後、経営を安定させる時期、経営をさらに発展させる時期まで、農業の技術や経営レベルに応じ、都や農業団体と連携し、切れ目のないサポートを提供していきます。

また、女性農業者への支援や副業的農業へのチャレンジを目指す人など、あきる野農業の多様な担い手、支え手が安心して農業に関わり、営農を継続できる支援に努めます。



研修視察



白菜切り方講習会

(2) 農地の保全・活用

農地は、農業の基礎的な資源であり、食料の安定供給の基盤となるものですが、不耕作地の増加、管理不全の農地があり、農地資源を十分には活かし切れていないのが現状です。一方で規模拡大を目指す農業者や農地取得を目指す新規就農希望者の農地需要もあり、農地の集積や利活用を促進するために、農地に関する情報等を集約して農地を担い手につなぐ取組を強化します。

また、農業生産基盤の整備や適切な維持管理、環境保全活動を推進することで、農地がこれらの役割を持続的に果たしていけるよう努めます。

(3) 持続可能な農業の推進

環境に配慮し、持続可能な農業生産を推進するためには、気候変動や生物多様性など、自然の生態系と調和した生産方式を普及させるなど、環境にやさしい農業の推進も農業を持続可能なものにするために重要な取組となります。

東京都では、安全・安心な農産物を消費者に届けるとともに環境に負荷をかけない農業を普及するため、「東京都エコ農産物認証制度」を推進しています。市内にも「認証生産者」がおり、更に普及を図っていきます。

また、本市は西部には中山間地域の農地を有しており、鳥獣被害もあることから、鳥獣害対策も重要です。

市内では、多様で豊富な農産物が生産されており、3つの直売所などでそれらが入手しやすい恵まれた環境にあり、こうした条件を充実していきます。

さらに、暑熱対策への支援やスマート農業技術を活用して生産性を高めることで、持続可能な地域農業を確立していきます。



捕獲サル



イノシシ被害

(4) 特色ある地域農業の推進

本市では、新鮮な地場産農産物を、自然を感じながら味わえることの喜びや楽しさを伝える取組を多方面から推進し、市民と農業者がつながり、本市農業を地域全体で育てていくことを目指します。

そのために、農産物の安定的供給を支援するとともに、地域資源としての水田や自然環境を活かした取組、農産加工品の開発、各種農業体験により、子どもから大人まで、あらゆる世代が農業や農業者とふれあえる環境づくりを推進します。



農業委員会収穫体験



農ウォーク

3 施策の体系

<基本方針>	<基本施策>	<具体的施策>
多様な担い手の確保・育成	認定農業者等への支援	□ 認定農業者等への支援
	親元就農者への支援	・新たなチャレンジ経営の支援 ・経営の継承等の促進
	農外からの新規就農・定着支援	・研修先や農地のあっせん □ 就農後の支援
	女性等農業者への支援	・サポート体制の整備 ・家族経営協定の締結推進 ・高齢農業者への支援
	移住・定住に対応した農地等のあっせん	・農園付き住宅等のあっせん
農地の保全・活用	地域計画の推進	□ 農地中間管理事業の普及 □ 地域計画の策定・更新・実行
	農振制度等の適切な運用	・農用地区域の保全 ・特定生産緑地制度の普及・啓発
	遊休農地の再生支援	□ 遊休農地の再生支援
	農業生産基盤・施設の整備	・用排水路等の維持管理・補修・整備
持続可能な農業の推進	環境に配慮した農業等の推進	・東京都エコ農産物認証制度等の普及 ・環境に配慮した農業資機材の購入支援
	鳥獣害対策の強化	□ 野生鳥獣生息域維持対策（電気柵設置等） □ 捕獲等による被害防止
	農畜産物の消費拡大と地産地消	□ 直売所の維持・整備 ・農商工連携による地元農産物の利用拡大 □ 学校給食等での利用拡大
	暑熱対策に対する支援	□ 温度上昇の抑制対策への支援
	スマート農業の推進	・農業 DX 事例研修 ・市内農業者における実証支援
	特色ある地域農業の推進	農産物の安定供給の支援
農産加工品開発の促進等		・新たな特産名産品開発支援 ・既存の特産品等の PR
観光農園、市民農園の開設支援		・観光農園の支援 ・市民農園の開設支援

□枠は、本計画の重点施策です。

第3章

4つの基本方針に沿って展開する具体的な施策を紹介します

第3章

基本施策と具体的施策

1 多様な担い手の確保・育成

(1) 認定農業者等への支援

① 認定農業者等への支援【重点施策】

安定した農業経営の継続や規模拡大等に取り組む認定農業者の更新及び新たな認定農業者の育成を図るために、認定を受けることで得られる融資や国が行う制度のメリットを周知するとともに、経営改善計画の作成等を支援していきます。

また、小規模な販売農家が認定農業者にステップアップできるよう、専門的な技術や経営改善に向けたノウハウを提供していきます。

(2) 親元就農者への支援

① 新たなチャレンジ経営の支援

新規就農者提案型農業経営支援事業を継続するとともに、親元就農に対しても新規就農者提案型農業経営支援事業等の支援をしていきます。

② 経営の継承等の促進

農家を継ぐかどうかを検討中の方に対しては、農業経営に関する情報提供や研修を行うほか、既に親元就農した方との情報交換の場を設けることなどにより、就農の意思決定を促していきます。

(3) 農外からの新規就農・定着支援

① 研修先や農地のあっせん

市内での就農を希望する人に対して、独立就農や雇用就農、短期間のアルバイトなど様々な就農相談に対応できるよう、相談窓口の体制を継続します。

また、就農希望者のスキルに応じた農業技術研修の実施や、農地のあっせん、農業機械・栽培施設等の整備や販路開拓への支援を通じて、就農・定着を後押ししていきます。

② 就農後の支援【重点施策】

「新規就農者育成総合対策」等の受給が終了した農業者に対して、認定農業者への移行を促し、農業経営を持続していけるようにフォローアップしていきます。

(4) 女性等農業者への支援

① サポート体制の整備

子育て期の農業者が労働力を確保できる仕組み作りなど、東京都の制度等を活用して働きやすい環境づくりに努めていきます。また、農福連携の取組についても支援していきます。

② 家族経営協定の締結推進

家族経営農家において、経営に携わる世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業が確立できるよう協定締結を支援していきます。

③ 高齢農業者への支援

高齢農業者の労働力確保の一助となる援農ボランティア等の活躍を支援していきます。

(5) 移住・定住に対応した農地等のあっせん

① 農園付き住宅等のあっせん

テレワークの普及等により、都市住民の働き方や生活スタイルの多様化が進んでおり、空き時間を活用して農業に関わりたいという人が増加しています。

農業ができるまちの魅力を求めて移住・定住を希望する人に対し、遊休農地も含めた農地や住宅をあっせんし、遊休農地の活用と移住・定住の促進を図ります。

また、新規認定就農者が農作業の効率化を図れるよう、耕作農地の近くで空家のあっせんを支援していきます。

2 農地の保全・活用

(1) 地域計画の推進

① 農地中間管理事業の普及【重点施策】

農地中間管理事業を活用した農地集積、マッチングの制度を積極的に利用しながら、地域における農地の担い手への集積、集約化を進めていきます。

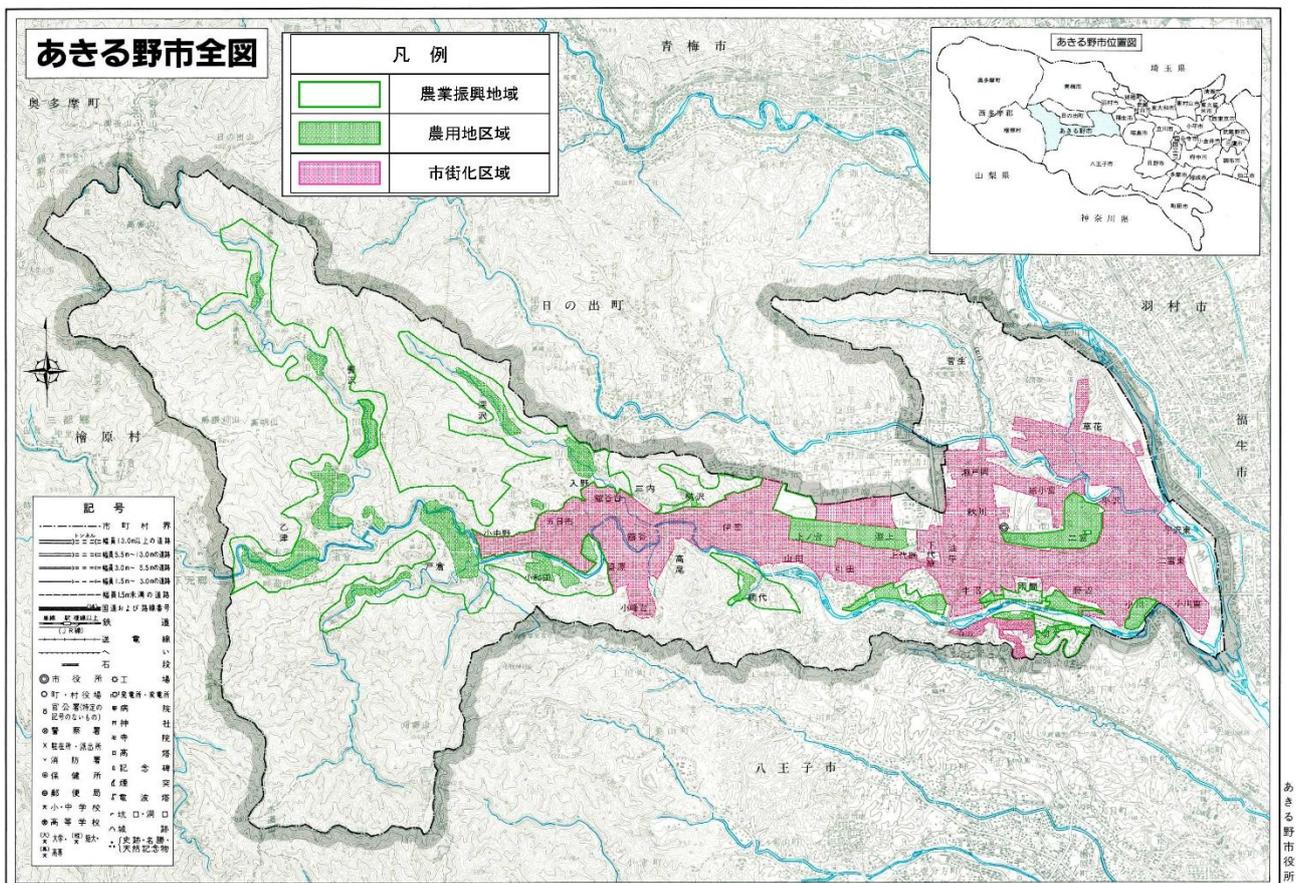
② 地域計画の策定・更新・実行【重点施策】

地域計画の策定・更新においては、農業委員会と連携し、土地持ち非農家や新規就農者を含めた話し合いを通じて、農地の貸し借りの円滑化を図るなど、地域計画が実行に繋がるよう支援していきます。

(2) 農振制度等の適切な運用

① 農用地区域の保全

「あきる野市農業振興地域整備計画」に基づき、指定された中山間地域を含めた農用地区域については、無秩序な開発行為を抑止し、農業の基盤となる農地を保全していきます。



② 特定生産緑地制度の普及・啓発

特定生産緑地の指定更新に向けて、引き続き市農業委員会、都農業会議、農業協同組合等と連携して農業者に説明を行っていきます。なお、特定生産緑地に移行したにも関わらず、相続や心身の故障などで営農継続が困難になった場合は、円滑化法等の活用を促し、新たな担い手に引き継ぐことで都市農地を残すことができるよう支援していきます。

(3) 遊休農地の再生支援

① 遊休農地の再生支援【重点施策】

農業委員会による農地の利用状況調査により、管理不十分な農地の実態を把握しつつ、遊休農地解消のための取組を強化していきます。

(4) 農業生産基盤・施設の整備

① 用排水路等の維持管理・補修・整備

用排水路や農道等の整備について、地域毎に関係者の合意形成を図りつつ、その整備・維持管理を進めていきます。

3 持続可能な農業の推進

(1) 環境に配慮した農業等の推進

① 東京都エコ農産物認証制度等の普及

農業者の有機農業への取組を促進するため、化学肥料等の使用量の削減割合に応じて認証が受けられる「東京都エコ農産物認証制度」や有機 JAS 認証の取得を支援していきます。

② 環境に配慮した農業資機材の購入支援

農業分野における廃プラスチックの回収・適正処理・排出量削減などプラスチックごみの問題に対して、生分解性マルチの導入等の促進により解決に取り組むなど、自然環境に優しい農業を推進していきます。

(2) 鳥獣害対策の強化

① 野生鳥獣生息域維持対策（電気柵設置等）【重点施策】

電気柵などの防護柵の設置や緩衝帯の整備等による、農作物への被害防止対策を進めていきます。

② 捕獲等による被害防止【重点施策】

国や都の補助事業の活用等により、有害鳥獣の捕獲や狩猟免許取得の促進等による個体数の適切な管理を進めていきます。

(3) 農畜産物の消費拡大と地産地消

① 直売所の維持・整備【重点施策】

秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター、瀬音の湯「朝露」を地産地消の核として、「あきる野の農と食」を満喫できるような機能等を備えた施設として整備を進めていきます。



秋川ファーマーズセンター



五日市ファーマーズセンター



瀬音の湯「朝露」

② 農商工連携による地元農産物の利用拡大

「とうきょう特産食材使用店」登録制度の普及を図るとともに、商工会等との共同イベントによる地元農産物の販売促進、農商工連携による6次産業化を支援していきます。

③ 学校給食等での利用拡大【重点施策】

新学校給食センターの整備に合わせ、地場産農産物の利用拡大を進めていきます。また、食育に関する取組も継続していきます。

(4) 暑熱対策に対する支援

① 温度上昇の抑制対策への支援【重点施策】

施設栽培における遮光・遮熱資材の活用、畜舎における遮光対策、断熱材の活用、扇風機やミストの活用など暑さ対策を支援していきます。

また、露地栽培における高温対策として、地温上昇を防ぐためのかん水の促進や遮光ネットなどの対策を支援していきます。

(5) スマート農業の推進

① 農業DX事例研修

農作業の省力化や農作物の高質化等が図れる農業のDXについては、関係機関と連携し、デジタル技術を活用した生産現場における技術事例研修等を推進するなど、適切な情報提供を行っていきます。

② 市内農業者における実証支援

デジタル技術を活用した農作物の生産について、市内の農業者の協力を得て実証を行い、その情報を農業者間で共有していきます。

4 特色ある地域農業の推進

(1) 農産物の安定供給の支援

① 栽培施設等整備への支援【重点施策】

東京農業経営強靱化事業等を活用して、農作物の栽培施設、加工施設、農業機械等の整備を支援していきます。

② 消費拡大へのPRの取組

生産地と消費地の近さを活かし、本市農業に関する理解の浸透を図っていきます。その際、多様性、持続可能性、地産地消、農業者による新たなチャレンジといった視点を大切に、本市の特徴が表れる切り口での発信を重点的に行い、本市農業を市民や事業者もみんなで応援する地域を目指します。

また、SNS等を活用した情報発信を支援していきます。



宝船



にぎわう産業祭

(2) 農産加工品開発の促進等

① 新たな特産名産品開発支援

あきる野市農業振興会等と連携し新たな特産名産品の発掘・開発についてさらなる検討を重ねていきます。



のらぼう菜のお味噌汁



コーンスープ



とうもろこし焼酎

② 既存の特産品等の PR

本市を代表するスイートコーン、ばれいしょ、ねぎ、さといも、トマト等の特産品について、農業者や JA 等の関係者とともに、栽培や品質の管理を徹底する等の生産力を高める取組を推進していきます。

また、都内マルシェへの参加支援などにより、その魅力を広く PR することで、特産品の認知度を向上させていきます。

さらに、SNS 等を活用した情報発信を支援していきます。



農産物品評会 (1)



農産物品評会 (2)

(3) 観光農園、市民農園の開設支援

① 観光農園の支援

利用集積などを活用し、農家がイチゴやブルーベリー、トウモロコシ等の観光・体験農園を整備するために必要な農地のあっせんを行っていきます。

② 市民農園の開設支援

消費者との交流も兼ねるとともに、市民農園の利用促進を図りつつ、栽培方法等も学べる農園の開設を支援していきます。



市民農園 (講習会)



市民農園 (全体写真)

第4章

計画推進における各主体の役割と成果目標値を示します

第4章

計画の推進

1 各主体の役割

本計画に基づく各種施策を展開するためには、市をはじめ、国や都の行政機関、農業者やJA等の農業関係団体はもとより、さらに、多くの市民や事業者など、様々な主体が計画の趣旨や内容を理解し、協力・連携しながら計画推進に関わっていく必要があります。

そのため、農業者や農業関係団体をはじめとする各主体の基本的役割を次のように設定します

(1) 農業者・農地所有者の役割

農業者は、安全・安心な農産物を持続的に生産・供給する役割を担います。また、経営の安定した魅力ある農業を実現するとともに、市民が本市農業の魅力の理解を深める機会を提供します。さらに、農業者及び農地所有者は、農地や農地を取り巻く環境が市の貴重な財産であり、次の世代につなげる必要があることを認識し、積極的な農地の集積・集約化及び有効利用に努めます。

(2) 農業関係団体の役割

JA等の農業団体は、農業者の農業経営を総合的に支援するとともに、市の事業に積極的に参加・協力し、本計画の実現に主体的に取り組めます。

(3) 事業者の役割

食料品の加工、流通又は販売に関わる事業者は、農業者と連携・協力し、地場産農産物を積極的に取り扱うよう努めることで、本市が推進する地産地消、安全・安心な食の提供、6次産業化の推進に貢献します。

(4) 都及び研究機関等の役割

都や都の研究機関等は、農業者や関係機関、事業者等と連携し、農業生産における新たな技術開発や普及促進に努めることで、本市農業の持続的発展の一翼を担います。

（５）鳥獣害対策諸団体の役割

猟友会五日市支部や「あきる野の農と生態系を守り隊」などは、「あきる野市獣害対策基本計画」に基づき、有害鳥獣対策に協力します。

（６）市民の役割

市民は、地場農産物を積極的に消費し、地産地消を支える役割を担います。また、農業体験や保全活動など農業者等との交流を通じ、農業が持つ地域保全や水源涵養など多面的機能について理解を深めるよう努めます。これらを通じ、本市農業と農業を取り巻く環境維持に寄与する暮らしを実践します。

（７）市の役割

市は本計画の趣旨や内容に沿った施策の展開及び支援について、多様な主体とともに具体的な推進方策等を示し、計画を着実に実施していきます。

また、各種媒体を活用して、本計画の内容をはじめとする各種農業に関する情報について広く関係者に周知する役割を担います。

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協力しながら取組を進めます。また、市としては、施策ごとに関係部署との連携強化を図り、計画を着実に推進するための体制を整えます。

3 成果目標の設定

目標項目	令和 6 年度	令和 17 年度	備考
認定農業者数	54 人	60 人	減少（更新しない方）分も加味し、増加を目指す。
新規就農者数（累計）	15 人	25 人	年間 1 人ペースで増加を目指す。
農地利用集積率	4.7%	10.0%	19.5ha（利用権設定総面積）/412.6ha（調整区域農地面積）40ha の利用権設定を目指す。
遊休農地再生事業 実施か所数	5 か所	5 か所	毎年継続して実施することを目指す。
直売所の会員年間売上高	42,892 万円	42,000 万円	現状の売上高を維持することを目指す。
農産物等地域ブランド数 （東京都地域資源指定）	4	5	指定数の増加を目指す。



資料編

資料編

1 アンケート調査

(1) 調査の概要

調査の時期	対 象	配布数	回収状況
農業者アンケート 令和7年6月	東京都農作物生産状況調査に回答している方 調査方法：郵送配布・郵送回収	277件	223件 回収率 80.5%
直売所利用者アンケート 令和7年6月	秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター、瀬音の湯「朝露」の各直売所に来店された方 調査方法：面接調査	114件	—

注：調査結果に示した表の構成比は小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

(2) 農業者アンケート調査結果

問1 回答者の年代

回答者の年代は70歳代以上が153人(68.6%)となっており。前回実施時の60.9%から7.7%増えている。

年代	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
10代	0	0.0%	1	0.3%
20代	0	0.0%	0	0.0%
30代	1	0.4%	2	0.7%
40代	1	0.4%	7	2.4%
50代	12	5.4%	20	6.9%
60代	56	25.1%	83	28.7%
70代	93	41.7%	107	37.0%
80代以上	60	26.9%	69	23.9%
合 計	223	100%	289	100%

問2 回答者の居住地区

回答者の住まいのある地区については、東秋留・多西地区で構成比に若干の変動が見られるが、令和4年時とほぼ同様の結果で、多西地区居住者からの回答が最も多い。

地区	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
東秋留地区	36	16.1%	54	18.7%
多西地区	50	22.4%	57	19.7%
西秋留地区	34	15.2%	48	16.6%
増戸地区	33	14.8%	41	14.2%
五日市地区	39	17.5%	51	17.6%
小宮・戸倉地区	30	13.5%	38	13.1%
無回答	1	0.4%	0	0.0%
合計	223	100.0%	289	100.0%

問3 農業従事者数

世帯での農業従事者数を1年間の従事日数別にみると、男女合計324人の農業従事者のうち、ほぼ専業として150日以上農業に従事している人数は男女合わせて127人(39.2%)であった。構成比をみると、令和4年に比べて60日未満の割合が小さくなり、150日以上の割合が大きくなっている。

	男性							
	全体				60歳未満			
	令和7年		令和4年		令和7年		令和4年	
従事日数 (1年間)	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
60日未満	77	34.8%	139	45.1%	16	35.6%	27	47.4%
60日以上 150日未満	44	19.9%	68	22.1%	8	17.8%	11	19.3%
150日以上	100	45.2%	101	32.8%	21	46.7%	19	33.3%

	女性							
	全体				60歳未満			
	令和7年		令和4年		令和7年		令和4年	
従事日数 (1年間)	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
60日未満	49	47.6%	86	54.4%	11	42.3%	27	47.4%
60日以上 150日未満	27	26.2%	42	26.6%	7	26.9%	11	19.3%
150日以上	27	26.2%	30	19.0%	8	30.8%	19	33.3%

※構成比は得られた従事者数の合計に対する値

問4 経営農地面積

経営農地面積については、2,000 m²未満が約 1/3 だが、5,000 m²以上も 1/5 となっており、多様な規模の経営が行われている。全体としてみると、前回アンケート実施時とほぼ同様の構成比となっている。

経営農地面積	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
2,000 m ² 未満	76	34.1%	105	36.3%
2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	53	23.8%	63	21.8%
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	44	19.7%	57	19.7%
5,000 m ² 以上	45	20.2%	57	19.7%
無回答	5	2.2%	7	2.4%
合計	223	100.0%	289	100.0%

問5 貸出農地面積

世帯として誰かに貸している農地の面積については、1,000 m²未満が 20.6%と最も多くなっており、貸していると答えた方は全体の約 1/3 となっている。

貸出農地面積	令和7年	
	回答数	構成比
貸している農地はない	143	64.1%
1,000 m ² 未満	46	20.6%
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	21	9.4%
3,000 m ² 以上	5	2.2%
無回答	8	3.6%
合計	223	100.0%

問6 不耕作地の有無

不耕作地の有無については、78人（35.0%）から不耕作地があると回答が得られた。構成比の前回比較では、不耕作地の有無の逆転が見られる結果となっている。

不耕作地の有無	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
不耕作地はない	140	62.8%	109	37.7%
不耕作地がある	78	35.0%	172	59.5%
無回答	5	2.2%	8	2.8%
合計	223	100.0%	289	100.0%

問7（ア）不耕作地の種類

不耕作地の種類については、前回アンケート実施時と同様に、畑の回答が多くなっている。

耕作地の種類	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
田	22	28.2%	43	25.0%
畑	61	78.2%	74	43.0%

※構成比は問6「不耕作地がある」の回答数に対する割合

問7（イ）不耕作地の理由

不耕作になっている理由は、「高齢のため」、「時間がない」、「農業に適さない」の3つが大きな割合を占めている。

不耕作の理由	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
農業を行う時間が確保できないため	30	38.5%	33	19.2%
高齢のため	39	50.0%	45	26.2%
病気、ケガ等による身体的な理由のため	8	10.3%	17	9.9%
所有している農地が農業に適さないため（土壌、日照等）	22	28.2%	30	17.4%
自宅から遠いため	10	12.8%	8	4.7%
その他	17	21.8%	22	12.8%

※構成比は問6「不耕作地がある」の回答数に対する割合

問 8 不耕作地の活用

不耕作地に対する対応では、「貸したい」、「売りたい」とする回答が 41 人（52.6%）となっている。また「現状維持」という回答も 1/3 超から得られている。

不耕作地の活用方針	令和 7 年		令和 4 年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
自分（世帯）で耕作したい	10	12.8%	15	8.7%
誰かに貸したい	17	21.8%	33	19.2%
誰かに売りたい	24	30.8%	35	20.3%
現状を維持したい	29	37.2%	34	19.8%
その他	9	11.5%	8	4.7%

※構成比は問 6「不耕作地がある」の回答数に対する割合

問 9 必要な農業支援

必要な農業支援策については、「資金・設備支援」、「担い手の育成」、「基盤整備」の要望が多いが、「必要なし」とする回答も 34.5%から得られている。また、「その他」も前回比較で顕著に増えおり、多様な支援の要望があることがうかがえる。

必要な農業支援	令和 7 年		令和 4 年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
資金、設備などの支援策による振興	52	23.3%	51	17.6%
6次産業化（生産、加工、販売等）	18	8.1%	19	6.6%
担い手の育成（認定新規就農者の育成、農用地利用集積・あっせん等）	51	22.9%	52	18.0%
基盤整備（農地の大区画化、汎用化、用排水路等の整備など）	34	15.2%	21	7.3%
必要な支援はない（現状維持でよい）	77	34.5%	93	32.2%
その他	32	14.3%	16	5.5%

※複数回答

問 10 農産物販売の収入有無

農産物販売による収入の有無については、「ある」との回答が 78 人から得られた。前回との比較ではほぼ同様の構成比となっている。

収入の有無	令和 7 年		令和 4 年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
ある	78	35.0%	96	33.2%
ない	142	63.7%	190	65.7%
無回答	3	1.3%	3	1.0%
合 計	223	100.0%	289	100.0%

問 11 販売先・出荷先

現在の販売先・出荷先は、直売所（秋川 48.7%・五日市 29.5%）が多く、市場出荷は 5 人（6.4%）と少ない。また、「庭先などの無人販売」も約 1/4 が行っていると回答している。

出荷・販売先	令和 7 年		令和 4 年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
秋川ファーマーズセンター	38	48.7%	41	42.7%
五日市ファーマーズセンター	23	29.5%	20	20.8%
瀬音の湯「朝露」	6	7.7%	8	8.3%
卸売市場	5	6.4%	4	4.2%
スーパーなどの小売店	6	7.7%	9	9.4%
庭先などの無人販売	19	24.4%	27	28.1%
学校給食センター	6	7.7%	9	9.4%
その他	12	15.4%	17	17.7%

※複数回答、構成比は問 10「収入がある」の回答数に対する割合

問 12 栽培・出荷作業に係る人数

栽培・出荷作業ともに、8割以上の世帯で2人以下との回答であった。

いずれも担い手は主に世帯の構成員（世帯主・配偶者・子など）であるが、3人以上との回答した人の多くから、「その他」（パートなどと推測される）を担い手とし挙げられている。（栽培作業：その他：11人、出荷：その他：8人）

栽培作業の人数	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1人	34	43.6%	37	38.5%
2人	30	38.5%	36	37.5%
3人以上	13	16.7%	20	20.8%
無回答	1	1.3%	3	3.1%
合計	78	100.0%	96	100.0%

出荷作業の人数	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1人	39	50.0%	45	46.9%
2人	28	35.9%	36	37.5%
3人以上	11	14.1%	11	11.5%
無回答	0	0.0%	4	4.2%
合計	78	100.0%	96	100.0%

※構成比は問10「収入がある」の回答数に対する割合

問 13 加工品販売の有無

加工品販売については8人から「行っている」との回答を得られた。

加工品販売の有無	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
行っている	8	10.3%	14	14.6%
行っていない	71	91.0%	76	79.2%

※構成比は問10「収入がある」の回答数に対する割合

問 14 加工品の作業者

加工品作業の主な担い手は世帯主・配偶者となっている。

加工品の作業者	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
世帯主	6	75.0%	8	57.1%
配偶者	6	75.0%	6	42.9%
親	1	12.5%	2	14.3%
子	2	25.0%	1	7.1%
その他	1	12.5%	4	28.6%

※構成比は問13「行っている」の回答数に対する割合

問 15 売上金額

売上については、「100万円未満」が37人（47.4%）、「500万円以上」が11人（14.1%）となっている。前回との比較では、「100万円未満」の構成比の減少が確認できる。

売り上げ	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
100万円未満	37	47.4%	51	53.1%
100万円以上 300万円未満	19	24.4%	22	22.9%
300万円以上 500万円未満	6	7.7%	6	6.3%
500万円以上 1,000万円未満	7	9.0%	6	6.3%
1,000万円以上	4	5.1%	3	3.1%
無回答	5	6.4%	8	8.3%
合計	78	100.0%	96	100.0%

※構成比は問10「収入がある」の回答数に対する割合

問 16 売上収入上位の作物

売上収入の多い作物については、トウモロコシが前回同様に第1位となっている。第2位・第3位は前回とは異なり、前回第2位の粟がなくなり、サトイモ・ダイコンとなっている。

売上の多い作物	令和7年	令和4年
第1位	トウモロコシ	トウモロコシ
第2位	サトイモ	粟
第3位	ダイコン	トマト

問 17 今後の農産物販売

今後の販売については、78人中64人(82.1%)が「現状維持」と回答している。「販売先を増やしたい」が4人、「販売をやめたい」が9人となっている。前回比較では「現状維持」の構成比の上昇が確認できる(64.6%から82.1%)。

販売中止の理由としては、9人全員が「後継者の不在」を挙げている。

今後の販売方針	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
現状を維持したい	64	82.1%	62	64.6%
販売先を増やしたい	4	5.1%	10	10.4%
販売先を減らしたい	0	0.0%	3	3.1%
販売をやめたい	9	11.5%	13	13.5%
無回答	1	1.3%	8	8.3%
合計	78	100.0%	96	100.0%

※構成比は問10「収入がある」の回答数に対する割合

販売を辞める理由	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
農業の後継者がいないため	9	100.0%	10	76.9%
その他	0	0.0%	3	23.1%
合計	9	100.0%	13	100.0%

問 18 今後の農業経営について

今後の農業経営については、78 人中「現状維持」が 49 人で 62.8%だが、「規模縮小」が 20 人なのに対し、「規模拡大」は 7 人と少ない。

構成比の前回比較ではほぼ横ばいとなっている。

今後の農業経営	令和 7 年		令和 4 年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
規模を縮小したい	20	25.6%	23	24.0%
規模を拡大したい	7	9.0%	8	8.3%
現状を維持したい	49	62.8%	61	63.5%
無回答	2	2.6%	4	4.2%
合 計	78	100.0%	96	100.0%

※構成比は問 10「収入がある」の回答数に対する割合

問 19 貸したい農地の有無

規模縮小と答えた方に“貸したい農地の有無”を尋ねると、6 人から「ある」との回答を得た。貸したい面積としては 10 m²~1200 m²となっており、前回に比べてやや小規模になっている。

貸したい農地の有無	令和 7 年		令和 4 年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
ある	6	30.0%	11	47.8%

※構成比は問 18 で「規模縮小」と回答した人数に対する割合

・貸したい面積

令和 7 年	10~1200 m ²
令和 4 年	300~2000 m ²

問 20 拡大希望地区

規模拡大意向のある方に、引き受けたい地区を尋ねると、東秋留地区・多西地区・増戸地区が挙げられている。東秋留地区は前回と同じく最も引き受ける意向の多い地区となっている。

拡大意向地区	令和 7 年	令和 4 年
東秋留地区	4	6
多西地区	3	0
西秋留地区	0	0
増戸地区	2	3
五日市地区	1	1
戸倉・小宮地区	0	1

問 21 体験型農園の認知度

体験型農園の認知度については、「実施したい」との回答が 6 人から得られた。一方で、制度について「制度はよく知らないが興味がある」が 33 人、「制度をまったく知らない」が 50 人となっており、“制度を知らない”とする回答が 88 人 (37.2%) となっている。前回比較では、「制度を知っているが、実施したいとは思わない」の構成比が増えている。

体験型農園の認知度	令和 7 年		令和 4 年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
制度を知っており、実施したい	6	2.7%	17	5.9%
制度はよく知らないが、興味がある	33	14.8%	55	19.0%
制度を知っているが、実施したいとは思わない	125	56.1%	135	46.7%
制度をまったく知らない	50	22.4%	66	22.8%
無回答	9	4.0%	16	5.5%
合 計	223	100.0%	289	100.0%

問 22 就農者・ボランティアの受け入れ

就農希望者やボランティアの受け入れについては、条件に違いはあるが 55 人から受け入れ希望が寄せられている。

就農者・ボランティアの受入意向	令和 7 年		令和 4 年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
積極的に受け入れたい	14	6.3%	18	6.2%
補助作業のみであれば受け入れたい	10	4.5%	19	6.6%
農業経験者なら受け入れたい	5	2.2%	11	3.8%
未経験者でも熱心な方なら受け入れたい	26	11.7%	34	11.8%
特に必要がない、受け入れたいと思わない	154	69.1%	182	63.0%
無回答	14	6.3%	25	8.7%
合 計	223	100.0%	289	100.0%

問 23 交流事業

市民との交流事業としては、「学校教育との連携」、「栽培技術講座」、「販売イベント」などの希望がみられた。一方で構成比の前回比較では、「必要性を感じない」とする回答の割合の上昇が見られる。

市民交流事業の希望	令和 7 年		令和 4 年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
収穫体験等のイベントの実施	19	8.5%	26	9.0%
地場産野菜の販売イベントの実施	21	9.4%	27	9.3%
学校教育との連携	24	10.8%	25	8.7%
福祉との連携	20	9.0%	20	6.9%
家庭菜園等で活用できる栽培技術講座	22	9.9%	48	16.6%
あまり必要性を感じない	124	55.6%	130	45.0%
その他	12	5.4%	12	4.2%

※複数回答

(3) 直売所利用者アンケート結果

問1 回答者の年代

回答者の年代は50歳代が35人(30.7%)となっており、前回実施時とほぼ同様である。そのほかでは、30歳代や80歳以上がやや増えている。

年代	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
10代	0	0.0%	0	0.0%
20代	4	3.5%	3	2.9%
30代	7	6.1%	2	1.9%
40代	13	11.4%	15	14.6%
50代	35	30.7%	31	30.1%
60代	25	21.9%	27	26.2%
70代	20	17.5%	19	18.4%
80代以上	10	8.8%	6	5.8%
合計	114	100%	103	100%

問2 回答者の居住地区

回答者の居住地区は、東京の市部が最も多く、前回調査よりも割合が増えている。また、区部からの利用者也増えている。

地区	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
市内・秋川地区	17	14.9%	12	11.7%
市内・五日市地区	9	7.9%	10	9.7%
市内・小宮・戸倉地区	0	0.0%	1	1.0%
西多摩地区	20	17.5%	19	18.4%
その他市部	37	32.5%	25	24.3%
区部	13	11.4%	7	6.8%
都外	17	14.9%	16	15.5%
無回答	1	0.9%	-	-
合計	114	100.0%	90	-

注：なお令和4年の構成比は母数を103人としている。市内及び都内の内訳は無回答があるため、下表とは一致しない。

市内よりも市外が多い。(市外87人(77%))

地区	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
市内	26	22.8%	30	29.1%
都内	70	61.4%	57	55.3%
都外	17	14.9%	16	15.5%
無回答	1	0.9%	0	0.0%
合計	114	-	103	-

問3ア 直売所の利用頻度（秋川ファーマーズセンター）

利用頻度をみると、秋川ファーマーズセンターは月1～2回程度の利用が多い。前回調査と比べると、「月1回程度」が増えており、市外からの利用者が多いことが影響していると思われる。

なお、3か所の直売所利用者の合計で集計していることから、直売所ごとでは「行ったことがない」が多くなっている。

回数頻度	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
行ったことがない	29	25.4%	19	18.4%
初めて	7	6.1%	6	5.8%
年に1回	3	2.6%	4	3.9%
年に2回	9	7.9%	6	5.8%
年に3回	4	3.5%	6	5.8%
年に4回	2	1.8%	4	3.9%
年に5回以上	5	4.4%	7	6.8%
月に1回	15	13.2%	7	6.8%
月に2回	12	10.5%	18	17.5%
月に3回	10	8.8%	10	9.7%
月に4回	8	7.0%	10	9.7%
月に5回以上	4	3.5%	6	5.8%
無回答	6	5.3%	0	0.0%
合計	114	100%	103	100%

問3イ 直売所の利用頻度（五日市ファーマーズセンター）

五日市ファーマーズセンターの利用頻度は、年に1～3回程度であり、「行ったことがない」が6割を超え、「瀬音の湯（朝露）」よりも多くなっている。

回数頻度	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
行ったことがない	70	61.4%	54	52.4%
初めて	2	1.8%	4	3.9%
年に1回	6	5.3%	7	6.8%
年に2回	8	7.0%	6	5.8%
年に3回	3	2.6%	3	2.9%
年に4回	0	0.0%	1	1.0%
年に5回以上	4	3.5%	0	0.0%
月に1回	7	6.1%	7	6.8%
月に2回	3	2.6%	6	5.8%
月に3回	5	4.4%	3	2.9%
月に4回	1	0.9%	7	6.8%
月に5回以上	4	3.5%	5	4.9%
毎日	1	0.9%	0	0.0%
合計	114	100%	103	100%

問3ウ 直売所の利用頻度（瀬音の湯（朝露））

瀬音の湯（朝露）の利用頻度は、「初めて」の人や、年1～2回が多く、観光目的を含んでいると思われる。なお、「行ったことがない」は3割程度であった。

回数頻度	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
行ったことがない	38	33.3%	45	43.7%
初めて	19	16.7%	9	8.7%
年に1回	18	15.8%	13	12.6%
年に2回	13	11.4%	12	11.7%
年に3回	5	4.4%	7	6.8%
年に4回	1	0.9%	2	1.9%
年に5回以上	4	3.5%	7	6.8%
月に1回	6	5.3%	2	1.9%
月に2回	5	4.4%	3	2.9%
月に3回	3	2.6%	2	1.9%
月に4回	1	0.9%	1	1.0%
月に5回以上	1	0.9%	0	0.0%
毎日	0	0.0%	0	0.0%
合計	114	100%	103	100%

問4 直売所に来た理由（複数回答可）

直売所に来た理由は、“新鮮さ”が多いが、前回調査と比べるとその割合は下がっている。“直売所には新鮮な農産物がある”との認識は当然のことと思われるようになったといえる。次いで多いのは、ほかでは買えない“珍しいもの”を求めている人が32人で3割近い。

前回調査と比べて増えている項目は、「自宅から近いため」や「観光目的」が挙げられた。

理由	令和7年		令和4年	
	回答数	構成比	回答数	構成比
新鮮な農産物が購入できるため	43	37.7%	95	92.2%
栽培している農家を知っているため	6	5.3%	6	5.8%
安心感や安全性が高いと感じるため	22	19.3%	24	23.3%
知人や家族に勧められたため	10	8.8%	5	4.9%
安価で購入できるため	23	20.2%	19	18.4%
外の小売店では購入できない農作物などを販売しているため	32	28.1%	39	37.9%
自宅から近いため	20	17.5%	10	9.7%
観光目的のため	16	14.0%	10	9.7%
その他	8	7.0%	6	5.8%
回答者全体	114	—	103	—

注：複数回答であるため、各項目の回答数を回答者全体で割った比率で構成比を算出している。したがって、構成比の合計は100%を超える。

問5 今後販売してほしい商品

今後販売してほしい商品として要望されているものが19品目あった。特に、惣菜、肉類、魚類、果物、弁当が前回調査に引き続き要望されている。

	令和7年	令和4年
回答された商品名	回答の有無	回答の有無
惣菜	○	○
肉	○	○
TokyoX (豚肉)	○	
秋川牛	○	
魚	○	○
川魚	○	
鮎	○	
カニ	○	
米	○	
米粉	○	
旬な野菜	○	
芽キャベツ	○	
山菜	○	
キノコ	○	
果物	○	○
燻製食品	○	
弁当	○	○
カクテル	○	
トマト		○
トウモロコシ		○
湯めぐり手形	○	
レシピの紙		○
合計	19商品	8商品

問6 農業への理解関心を高めるための取組（複数回答可）

農業への理解や関心を高めるための取組としては、前回調査と同様に“手軽さ”（新鮮な野菜等が手軽に購入できるシステム）が多かった。（43.9%）、次いで、「特産品の開発やPR」が30.7%の利用者から要望されている。前回調査と比べて多くなった項目としては、「新規就農者の受け入れ支援」、「体験型農園の拡充（市民農園・観光農園）」がある。

理由	令和7年		令和4年	
	回答数	R7 構成比	回答数	R4 構成比
新鮮な野菜等が手軽に購入できるシステム	50	43.9%	46	44.7%
学校給食での地場産野菜の利用促進	14	12.3%	11	10.7%
特産品の開発やPR	35	30.7%	28	27.2%
体験型農園の拡充（市民農園・観光農園）	17	14.9%	8	7.8%
商業・観光との連携した取組み	18	15.8%	17	16.5%
緑や花のある景観を生かしたまちづくり	15	13.2%	16	15.5%
新規就農者の受け入れ支援	20	17.5%	10	9.7%
地場産野菜が食べられる飲食店	29	25.4%	28	27.2%
農作業体験イベント	18	15.8%	15	14.6%
回答者全体	114	—	103	—

注：複数回答であるため、各項目の回答数を回答者全体で割った比率で構成比を算出している。したがって、構成比の合計は100%を超える。

2 あきる野市農業振興計画策定の経過

日付	取組項目
令和7年5月19日	第1回あきる野市農業振興計画策定検討委員会 ・委嘱状交付 ・現あきる野市農業振興計画について ・あきる野農業の現状について ・アンケート調査について ・今後のスケジュールについて ・意見交換
令和7年6月～7月	・農業者アンケート調査 （郵送配布：277件、郵送回収223件、回収率80.5%） ・直売所利用者アンケート調査 （面接調査114件）
令和7年8月21日	第2回あきる野市農業振興計画策定検討委員会 ・アンケート調査結果の報告 ・あきる野市農業振興計画の検証と評価について ・第2次あきる野市農業振興計画【構成案】について
令和7年10月24日	第3回あきる野市農業振興計画策定検討委員会

3 あきる野市農業振興計画策定検討委員会名簿

役 職	氏 名	所 属
委 員 長	相原 宏次	東京都農業会議 事務局長
副委員長	甲野 富和	あきる野市農業委員会 会長
委 員	高木 守	秋川農業協同組合 地域振興部長
	横田 弘文	秋川ファーマーズセンター出荷部会 会長
	大福 哲也	五日市ファーマーズセンター出荷部会 会長
	高橋 由夫	十里木・長岳農畜産物等直売組合 会計
	嶋崎 三雄	あきる野市農業振興会 会長
	石川 光代	あきる野市農業振興会 幹事
	半田 睦子	消費者の代表
	飯田 淳二	東京都農業会議
	両角 正博	東京都西多摩農業改良普及センター 所長
	北岡 大知	東京都農業振興事務所
事務局	石塚 光輝	あきる野市環境農林部 部長
	松村 直人	あきる野市環境農林部農林課 課長
	岩田 英明	あきる野市環境農林部農林課農政係 係長
	金澤 知行	あきる野市環境農林部農林課農政係 主事
	森 みな美	あきる野市環境農林部農林課農政係 主事

4 あきる野市農業振興計画策定検討委員会設置要綱

○あきる野市農業振興計画策定検討委員会設置要綱

令和2年5月26日

通達第24号

(目的及び設置)

第1条 あきる野市農業振興計画を改訂するに当たり、魅力ある産業としてのおきる野農業の振興を目的とし、広く市民、農業者等の意見を反映するため、あきる野市農業振興計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) あきる野市農業振興計画の策定に関すること。
- (2) その他農業振興に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 農業委員会委員
- (3) 秋川農業協同組合の職員
- (4) 農業者の代表
- (5) 消費者の代表
- (6) 東京都農業会議の職員
- (7) 東京都職員
- (8) 市職員

2 前項第5号の委員については、公募により選考することができる。

(委嘱等)

第4条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

(謝礼)

第6条 第3条第1項第1号から第6号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第7条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第8条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、必要の都度、会議を開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。
(庶務)

第10条 委員会の庶務は、環境経済部農林課において処理する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

5 用語解説

用語	解説
【あ行】 SDGs（持続可能な開発目標）	SDGsはSustainable Development Goalsの略。日本語訳は「持続可能な開発目標」。平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12（2030）年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な17の目標を設定している。
円滑化法	（都市農地の貸借の円滑化に関する法律） 都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とした法律。
【か行】 基幹的農業従事者	自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者（農林業センサスによる定義）
耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分で、農林業センサスにおいては、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地をいう。 なお、これに対して、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付地といわれ、経営耕地に含まれる。
耕地面積調査	耕地面積調査は、全国の各都道府県の田耕地及び畑耕地を対象とし、農業生産の基盤となる耕地と土地利用の状況を調査したもの。GISと空中写真を活用し、電子化されたメッシュ情報に基づく実測調査による。
【さ行】 自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。（農林業センサスによる定義）
新規就農者提案型事業	正式名称は、「あきる野市新規就農者提案型農業経営支援事業」で。市の独自制度。市内で農業経営を行う新規就農者に対し、農業経営を行うために必要な施設、機械等の購入に要する経費の一部を補助する。
食料・農業・農村基本法	食料、農業及び農村に関する施策について、食料安全保障の確保等の基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とした法律。平成11年7月成立、最終改正令和6年10月。
食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法第17条に基づき、政府が作成することを義務付けられている計画。食料自給率その他食料安全保障の確保に関する事項の目標などを定めることとなっている。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化、精密化や高品質生産の実現を推進する新たな農業の取組。 スマート農業を活用することにより、農作業における省力・軽労化を更に進めるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承などが期待される。
総農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯。（農林業センサスによる定義）

用語	解説
【た行】 地域計画	令和4年の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の一部改正によって、基本構想を策定し、市街化区域以外の農地のある市町村が策定を義務付けられた計画。10年後に目指すべき地域の農地の姿を描いた「目標地図」も併せて作成することになっている。
地産地消	地域で生産された農林産物（食用に供されるものに限る。）を、生産された地域内において消費する取組のこと。農産物直売所等を活用した直売の取組、学校給食における取組の促進、食育の推進などがある。 この取組を進めていくため平成22（2010）年11月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が成立した。
都市農業振興基本法	都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とした法律。平成27年4月公布・施行。 同法によると「都市農業」とは、「市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう」と定義されている。
都市農業振興基本計画	都市農業振興基本法第9条に基づき、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定めることを義務付けられた計画。
土地改良区	農地の耕作者・所有者等を組合員とする土地改良法に基づき設立認可された法人のこと。水田の耕地整理事業や農業用の用排水施設の整備事業を実施し、その後事業等で整備された用水・排水施設の維持管理などを行ってきた。しかし、都市化の影響等を受けて多くが解散しており、市内には五日市土地改良区がある。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯（農林業センサスによる定義）
東京都農産物生産状況調査	都内産の農作物に関して、東京都として独自に実施した区市町村ごとの品目別の作付面積・生産量等の調査したもの。対象は都内の耕地面積10a以上の農家に調査票を配布し回収して集計したもの。なお、農業産出額は、同調査で集計した収穫量に「東京都中央卸売市場年報」に基づく単価を乗じて算出している。
東京都エコ農産物認証制度	環境負荷の軽減と生産性の調和に留意し、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、それぞれ25%以上、50%以上、不使用の3区分。生産者は、農産物に認証マークを付けて販売することができる。
都市農業経営力強化事業	東京農業をけん引する認定農業者等の意欲ある経営体に対して、生産性の高い農業を展開するための施設整備や農業機械の導入を支援し、東京農業を魅力ある産業へ育成することを目的とした事業で、令和7年度からは「東京農業経営強靱化事業」に名称等が変更されている。
特定生産緑地制度	都市計画決定から30年が経過する日（申出基準日）が近く到来することとなる生産緑地について、市長が、農地等利害関係人の同意を得て、申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取りの申出が可能となる期日を10年延長する制度（生産緑地から移行した土地となる）。

用語	解説
【な行】 認定農業者	<p>農業経営基盤強化促進法に基づき策定されている「農業経営基盤強化の促進に関する基本な構想」に示された農業経営の目標に向けて、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市が認定するもの。</p> <p>認定農業者に対しては、スーパーL資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を実施できる。</p>
認定新規就農者	<p>農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等が作成した「青年等就農計画」について、市の認定を受けた者。認定を受けると金融措置などの支援や国等の施策を活用することができる。</p> <p>対象者は、新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 青年（原則 18 歳以上 45 歳未満） 2. 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65 歳未満） 3. 上記の者が役員の過半数を占める法人
農業就業人口	<p>15 歳以上の農家世帯人員のうち、1 年間に農業のみに従事した人又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い人。（農林業センサスによる定義）</p>
新規就農者育成総合対策	<p>国の制度で、就農前の研修を後押しする資金（就農準備資金）及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始資金）を交付する資金面の支援に加えて、新規就農者の経営発展に向けた補助事業（経営発展支援事業）を実施する制度。平成 24 年度から青年就農給付金事業を開始し、平成 29 年度に農業次世代人材投資事業に名称変更、令和 3 年度で新規採択を終了し、令和 4 年度から新規就農者育成総合対策に移行している。</p>
農業従事者	<p>15 歳以上の世帯員で年間 1 日以上自営農業に従事した者。（農林業センサスによる定義）</p>
農業振興地域	<p>農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮し、総合的に農業の振興を図るべき地域として、知事が指定した地域。この地域内では農地の転用が制限される。東京都では 10 市町村（10 地域）に農業振興地域がある。</p>
農地中間管理事業	<p>農地の貸し出しを希望する農業者と、規模を拡大しようとする農業者や新規就農希望者との間で農地の貸借を仲立ちする事業。東京都では（一社）東京都農業会議が都からの指定を受けて、農地中間管理事業を実施している。</p>
農用地区域	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において、今後、相当長期（概ね 10 年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。</p>
農林業センサス	<p>我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計のこと。</p> <p>農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に 5 年ごとに行う全国調査。</p>
【は行】 販売農家	<p>経営耕地面積 30 a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家。（農林業センサスによる定義）</p>
【や行】 有機農業	<p>平成 18 年 12 月に制定された「有機農業の推進に関する法律」第 2 条において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに</p>

用語	解説
	<p>遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されている。</p>
<p>有機 J A S 認証制度</p>	<p>「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS 法)」に基づく有機食品の認証制度のこと。有機農産物や有機加工食品などの生産方法についての基準を定め、この基準を満たすものだけを「有機」と表示できるようにしたもので、農林水産省の登録認定機関が認証する。認証された有機食品には、有機 JAS マークが付けられる。</p>
<p>【ら行】 緑肥作物</p>	<p>イネ科のえん麦やソルゴー、マメ科のレンゲやクローバー、キク科のヒマワリなど、土壌を肥沃化する目的で栽培され、腐熟させずに土壌にすき込まれる作物をいう。害虫類の抑制や土壌の塩類除去、雑草防除等の土壌改良効果をもっている。</p>
<p>6次産業化</p>	<p>農林漁業者（1次産業従事者）が、一次製品の生産だけでなく、自ら、または連携して食品加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）に取り組むことで、高付加価値化、経営の多角化により、所得の向上や地域活性化につなげようとする取組。</p> <p>1次産業の1×2次産業の2×3次産業の3の掛け算の6を意味している。</p> <p>この取組を進めていくため平成22（2010）年11月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が成立した。</p>

奥 付



あきる野市